

相続ニュース

2016年4月18日(月)
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

遺産分割協議のやり直し

はじめに

遺産分割協議は相続人や包括受遺者等の合意によって成立をします。そして、成立をした遺産分割の効力は相続開始までさかのぼって適用されます。

それでは、一旦成立した遺産分割協議の再協議をすることは、可能なのでしょうか。少しみていきましょう。

遺産分割協議の再協議

相続人等が協議を重ねて一度有効に成立した遺産分割を再度行う行為は、当初の遺産分割の事実を揺るがす行為です。

相続という行為は、厳格な手続きにより完遂されるものなので、相続により取得した財産を再度分割の対象とすることは、財産の安定性が担保されないため、そのやり直しは相当な危険をはらんでいることとなります。そのため遺産分割協議は原則としてやり直しは認められません。

一度有効に成立した遺産分割協議を再協議により財産を正当な理由なく再協議した場合には、相続人が取得した財産の無償による移転もしくは理由のない移転とみなされます。当事者が個人であるため、実務上は相続人の意思に基づいた贈与、交換、譲渡となり、贈与税または譲渡所得の課税対象として取り扱われます。

再分割の可能性

それでは、遺産分割協議は、一旦成立すると、どうしてもやり直しができないかという点必ずしもそうではありません。

土地を相続する場合に、事実認定に誤認等があった場合や当初の分割では予想されない事態の発生等相続後に生じたやむを得ない事情が生じた場合再分割が認められる可能性が十分あります。

最高裁判決にも法律上再分割を妨げるものではないと再分割を認めています。

相続税の実務

もし、実務で再分割の可能性が出てきた場合まず、当初の遺産分割協議書を確認します。

前述したとおり、遺産分割協議の再協議は常に贈与税、譲渡所得税の対象となる危険をはらんでいることを十分理解したうえで必要に応じてやらなければなりません。

遺産分割協議の再協議が正当であると判断し、相続税の当初申告の税額に変更があった場合は、更正の請求や修正申告をすることになります。

おわりに

遺産文書協議のやり直しは、常に贈与税や譲渡所得税の対象になる可能性があるということを意識して、実務では取り扱ってください。